

鳥取県コミュニティ・ドライブ・シェア推進補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業着手の20日前まで他)

- 交付申請は、下記提出先に電子メール、郵送又は持参してください。
- 補助事業により申請期限が異なりますので、要綱・要領をご確認ください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

- * 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 → 着手届提出

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 完了届提出

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

○この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

- 【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで電子メール、郵送又は持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内他)

- 実績報告は、下記提出先に電子メール、郵送又は持参してください。
- 補助事業により申請期限が異なりますので、要綱・要領をご確認ください。

◎補助金の支払い

実績報告書を受理してから、概ね1か月以内にお支払いいたします。